

平成 31 年度 建設工事の入札参加資格の設定について

平成 31 年 4 月 1 日

I 建設工事

【共通事項】

- ① 経営事項審査結果通知書（以下「経審」とする。）において、営業許可を受けている業種であっても、年平均完成工事高が無い業種については、入札参加資格審査申請を受け付けない。
- ② 発注工事に係る入札参加者の選定については、「出雲市建設工事等指名競争入札参加者選定要領」に定めるほか、下記のように工事種類毎に定める。ただし、特殊工事については、発注担当課によりその特殊性に対応することができる業者を調査し選定する。
- ③ 主たる営業所が市内にある業者（以下「市内業者」とする。）を優先指名する。
- ④ 市内に契約権限の委任等をうけた営業所（建設業法第 3 条）を置く業者であっても、技術者を 5 名（1 級及び 2 級）以上配置しない場合は実質的な営業所とみなさないこととする。
- ⑤ 資本的関係（会社法第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する親会社・子会社）又は人的関係（従業員の兼務）による系列会社については、同一工事の入札に 2 者以上の参加を認めないこととする。
- ⑥ 土木一式工事においては、請負対象額が 1,500 万円以上の工事について、建築一式、電気、管、合併浄化槽、マンホールポンプ設置、造園、解体及びとび土工コンクリート工事においては、請負対象額が 1,000 万円以上の工事について、簡易型一般競争入札により実施するものとする。
- ⑦ 市内に営業所を有する業者（競争入札有資格者名簿登録者）から工事用地（補償を含む）等の提供を受けた場合の優先指名について
 - ・ その業者の等級が、当該工事に該当する等級に対して上位等級または同級の場合は優先指名できる。
 - ・ その業者の等級が、当該工事に該当する等級に対して直近下位の場合に限り、工事の技術的難易度、業者の施工能力を考慮（指名審査会で決定）して、指名できるものとする。
- ⑧ 請負対象額が 6,000 万円（建築一式工事の場合は 1 億円）以上の工事にあつては、特定建設業許可及び監理技術者の配置を条件とする。

1. 土木一式工事・建築一式工事

(1) 格付：市内業者及び準市内業者について、A・B・C 等級に格付する。

格付	土木一式（総合点数）	建築一式（総合点数）
A	900 点以上で特定許可	900 点以上で特定許可
B	760 点以上 899 点以下 または、900 点以上で一般許可	730 点以上 899 点以下 または、900 点以上で一般許可
C	759 点以下	729 点以下

- ※ 該当工種の技術者が 2 人の場合は、点数が A 等級相当であっても B 等級とする。
- ※ 該当工種の技術者が 1 人の場合は、点数に関わらず C 等級とする。
- ※ 総合点数＝「経営事項審査における総合評定値（P 点）」＋「発注者別評価点」
- ※ 年度途中で「特定 → 一般」「一般 → 特定」の変更があつた場合、総合点数により格付を変更します。

(2) 発注者別評価点

	項 目	概 要	加 減 点
(1)	工事成績	土木：過去4年度、建築：過去4年度	△30～350 (平均点80点の場合：150)
(2)	継続学習への 取組状況	土木：CPDS100以上	10点
		建築：CPD50以上または建築施工管理CPD20以上	10点
(3)	新技術の登録状況	しまね・ハツ・建設ブランド登録あり	土木のみ 5点
(4)	出雲市優良工事表彰	過去2年間	10点
(5)	障がい者雇用	未達成：△10点、達成：0点、 義務ないが雇用、2倍雇用：15点	△10～15点
(6)	労働安全対策	建設業労働災害防止協会加入	5点
		上記協会の安全衛生研修または上記協会島根県支部出雲分会と出雲市建設業協会が共催で実施する安全研修会の受講	0～10点
(7)	福利向上	①建退共加入、履行 ②退職一時金制度導入 ③企業年金制度加入 ④法定外労働災害補償制度加入	すべて加入で 5点
(8)	次世代育成支援 一般事業主行動計画策定 こころカンパニー認定	策定義務あり、策定なし : △5点 策定義務あり、策定+こころ認定 : 2点 策定義務なし、策定あり : 2点 策定義務なし、策定+こころ認定 : 6点 プレミアムこころ知事表彰受賞 : 10点	△5～10点
(9)	女性の活躍推進 一般事業主行動計画策定 しまね女性の活躍応援企業登録	策定義務あり、策定なし : △5点 策定義務あり、策定+企業登録 : 1点 策定義務なし、策定あり : 1点 策定義務なし、策定+企業登録 : 3点 女性の活躍応援企業知事表彰受賞 : 5点	△5～5点
(10)	雇用の確保	①若年者(29歳以下)を新規雇用し継続雇用	0～30点
		②前回の申請時に①の加点した者の継続雇用	0～25点
		③前回の申請時に②の加点した者の資格取得	0～25点
(11)	除雪業務 ※凍結防止剤散布含む	過去2年間連続の契約	土木のみ 30点
		過去2年いずれか1年の契約	15点
(12)	防災対策	市と災害協定を締結している団体に加入	30点
		上記以外で災害時対応実績あり	10点
		出雲市消防団協力事業所として認定	5点
(13)	学校支援活動 小中高生に対する担い手 確保活動	県社会教育課所管の「学校支援企業等」に登録し、 小中高生に対する職場見学、職場体験等の担い手確保に資する活動実績あり	5点
(14)	行政処分	過去2年間	△30～0点
(15)	指名停止	過去2年間 1月あたり△5点	△120～0点
		合 計	最高点
		*最高点については、工事成績における平均点が80点の場合であり、 平均点が80点を超える場合については、それ以上となる。 工事成績の算出方法 = (評定の平均点-65点) × 10点	土木：375点 建築：340点

(3) 発注区分

<土木一式工事>

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
3 億円以上	全地域	A (準市内業者含む)	一般競争
1 億 5,000 万円以上 3 億円未満		A	簡易型 一般競争
5,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満			簡易型 一般競争 ※総合評価方式 (特別簡易型)
4,000 万円以上 5,000 万円未満		A + 当該地域成績優秀	簡易型 一般競争
2,500 万円以上 4,000 万円未満		B + 当該地域 A	
1,500 万円以上 2,500 万円未満		B+ 当該地域 A + 当該地域成績優秀 C	
1,000 万円以上 1,500 万円未満		① (今市、大津) + (四絡、高浜、川跡、鳶巣)	左記グループ地域の C+ 当該地域 A+ 当該 地域 B
	② (塩冶、古志) + (稗原、朝山、乙立、上津)		
③ (高松、長浜) + (神門、神西)			
1,000 万円未満	④ (平田)	左記グループ地域の C + 当該地域 B	
	⑤ (大社)		
	⑥ (佐田、多伎、湖陵)		
	⑦ (斐川)		

※ 当該地域の範囲は以下のとおり。

旧出雲市	: (今市、大津) (四絡、高浜、川跡、鳶巣) (塩冶、古志) (稗原、朝山、乙立、上津) (高松、長浜) (神門、神西)
旧平田市	: (平田)
旧大社町	: (大社)
旧佐田町、多伎町、湖陵町	: (佐田、多伎、湖陵)
旧斐川町	: (斐川)

※ 成績優秀とは、市発注の前年度に完成した土木一式工事が複数あり、その全工事成績の平均点が、B 級：76 点以上、C 級：73 点以上。なお、前年度に完成した工事が 1 件以下の場合は、前々年度も対象とする。(4、5 月に入札公告する案件については、各 1 年度前とする。)

※ 災害復旧工事である場合は、当該地域に限り上位等級の入札参加を認める。

※ 総合評価方式については、災害等の緊急工事、解体工事、特別な事情のある工事等を除く。

<建築一式工事>

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
5億円以上	全地域	A (準市内業者含む)	一般競争
1億5,000万円以上 5億円未満		A	簡易型 一般競争
7,000万円以上 1億5,000万円未満		A +当該地域成績優秀 B (1億円以上は特定)	簡易型 一般競争 ※総合評価方式(特別簡易型)
5,000万円以上 7,000万円未満		B +当該地域 A	簡易型 一般競争
3,500万円以上 5,000万円未満		B+当該地域 A +当該地域成績優秀 C	
1,000万円以上 3,500万円未満		C+当該地域 A +当該地域 B	
1,000万円未満		①(平田)、(斐川)	左記グループ地域の C +当該地域 B
	②(今市、大津) + (四絡、高浜、川跡、鳶巣) + (塩冶、古志) + (稗原、朝山、乙立、上津)		
	③(高松、長浜) + (神門、神西) + (佐田、多伎、湖陵) + (大社)		

※ 当該地域の範囲は以下のとおり。

旧出雲市	: (今市、大津) (四絡、高浜、川跡、鳶巣) (塩冶、古志) (稗原、朝山、乙立、上津) (高松、長浜) (神門、神西)
旧平田市	: (平田)
旧大社町	: (大社)
旧佐田町、多伎町、湖陵町	: (佐田、多伎、湖陵)
旧斐川町	: (斐川)

※ 成績優秀とは、市発注の前々年度及び前年度の完成した建築一式工事があり、その工事の成績評価平均点が、B級：76点以上、C級：73点以上。(4、5月に入札公告する案件については、各1年度前とする。)

※ 総合評価方式については、災害等の緊急工事、解体工事、特別な事情のある工事等を除く。

※ 電気工事、管工事(設備工事)及び浄化槽工事と同時発注するときは、同一業者の重複指名はしない。ただし、共同企業体(以下、「JV」とする。)については、JVの構成員全てが同一の場合にのみ、そのJVは同一業者であるとし、本規定を適用する。

<建築一式工事のうち、耐震補強工事>

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
5億円以上	全地域	A (準市内業者含む)	一般競争
1億5,000万円以上 5億円未満		A	簡易型 一般競争
1億円以上 1億5,000万円未満			簡易型 一般競争 ※総合評価方式(特別簡易型)
5,000万円以上 1億円未満		B+A	指名競争
3,500万円以上 5,000万円未満		C+B+A	
1,000万円以上 3,500万円未満			
1,000万円未満		①(平田)、(斐川) ②(今市、大津) + (四絡、高浜、川跡、鳶巣) + (塩冶、古志) + (稗原、朝山、乙立、上津) ③(高松、長浜) + (神門、神西) + (佐田、多伎、湖陵) + (大社)	左記グループ地域のC +当該地域B

※ 当該地域の範囲は以下のとおり。

旧出雲市	:(今市、大津)(四絡、高浜、川跡、鳶巣)(塩冶、古志) (稗原、朝山、乙立、上津)(高松、長浜)(神門、神西)
旧平田市	:(平田)
旧大社町	:(大社)
旧佐田町、多伎町、湖陵町	:(佐田、多伎、湖陵)
旧斐川町	:(斐川)

※ 総合評価方式については、災害等の緊急工事、特別な事情のある工事等を除く。

2. 電気工事

(1) 等級区分：市内業者及び準市内業者について、A・B等級に区分する。

等級	経営事項審査 総合評定値
A	780 点以上
B	779 点以下

(2) 発注区分

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
2 億円以上	全地域	A 級(6,000 万円以上は特定) (準市内業者含む)	一般競争
5,000 万円以上 2 億円未満			簡易型 一般競争
3,000 万円以上 5,000 万円未満		A 級(準市内業者含む)	
1,000 万円以上 3,000 万円未満		A 級	指名競争
800 万円以上 1,000 万円未満		B 級	
800 万円未満			

(3) その他要件

建築一式（主体）工事、管工事（設備工事）及び浄化槽工事と同時発注するときは、同一業者の重複指名はしない。ただし、JVについては、JVの構成員全てが同一の場合にのみ、そのJVは同一業者であるとし、本規定を適用する。

3. 管工事

(1) 等級区分：市内業者及び準市内業者について、A・B等級に区分する。

等級	経営事項審査 総合評定値
A	760 点以上
B	759 点以下

(2) 発注区分

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
2 億円以上	全地域	A 級(特定) (準市内業者含む)	一般競争
1 億円以上 2 億円未満		A 級 (6,000 万円以上は特定)	簡易型 一般競争
5,000 万円以上 1 億円未満			
1,000 万円以上 5,000 万円未満			
800 万円以上 1,000 万円未満		左記グループ地域の B 級	指名競争
800 万円未満	平田、斐川		
	今市、大津、上津、塩冶、古志、 四絡、高浜、川跡、鳶巣、稗原、 朝山、乙立		
	高松、長浜、神門、神西、佐田、 多伎、湖陵、大社		

※ただし、準市内業者にあつては、継続して資格申請を受けており、かつ市発注 1 億円以上の工事を施工中でないこと。

(3) その他要件

- ① 出雲市上下水道局指定給水装置工事事業者であること。
- ② 建築一式（主体）工事、電気工事及び浄化槽工事と同時発注するときは、同一業者の重複指名はしない。ただし、JVについては、その構成員全てが同一の場合にのみ、そのJVは同一業者であるとし、本規定を適用する。
- ③ 管工事を給排水工事又は空調工事に分離して、同時発注するときは重複指名を認める。
- ④ 下水道又は農業若しくは漁業集落排水への接続工事については、「出雲市下水道排水設備指定工事店」（下水道管理課で管理）である業者を指名する。

4. アスファルト舗装工事

(1) 等級区分：市内業者及び準市内業者について、A・B等級に区分する。

等級	年平均完成工事高
A	5,000 万円以上
B	5,000 万円未満

※ ただし、次の条件をすべて満たすこと。

- ・ 経審における舗装の総合評定値が 600 点以上で、年平均完成工事高が 2,000 万円以上（アスファルト舗装工事に限る）であること。
- ・ 常時稼動可能なアスファルトフィニッシャーを保有していること。

(2) 発注区分

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
1,500 万円以上	全地域	A 級（準市内業者含む） ※6,000 万円以上は特定	指名競争
500 万円以上 1,500 万円未満		A 級	
500 万円未満		B 級と A 級	

5. インターロッキング舗装工事

(1) 等級区分：設定なし

※ ただし、次の条件をすべて満たすこと。

- ・ 経審における舗装の総合評定値が 600 点以上。
- ・ インターロッキング舗装工事の施工実績があること。

(2) 発注区分

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
1,500 万円以上	全地域	全社（準市内業者含む） ※6,000 万円以上は特定	指名競争
1,500 万円未満		全社	

6. 法面工事

(1) 等級区分：市内業者について、A・B等級に区分する。

等級	年平均完成工事高
A	5,000 万円以上
B	5,000 万円未満

※ ただし、次の条件をすべて満たすこと。

- ・ 経審における法面処理の総合評定値が 550 点以上。
- ・ 経審における法面処理の年平均完成工事高が 1,000 万円以上。
- ・ 常時稼動可能な吹付け機を保有していること。

※ 次のいずれかの工種において、自ら施工した実績のある業者を選定する。

- ① 植生工（張芝工、植生マット工、植生シート工、植生土のう工、植栽工）
- ② 吹付工（種子散布工、客土吹付け工、植生基材吹付け工、モルタル吹付け工、コンクリート吹付け工）
- ③ 吹付法砕工、 ④ 現場打法砕工、 ⑤ プレキャスト法砕工

(2) 発注区分

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
500 万円以上	全地域	A 級（※6,000 万円以上は特定）	指名競争
500 万円未満		B 級と A 級	

7. 合併処理浄化槽工事

(1) 等級区分：市内業者について、A・B等級に区分する。

等級	合併処理浄化槽の施工実績
A	31人槽以上の実績有
B	30人槽以下の実績有

(2) 発注区分

人槽規模	請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
31人槽以上	2億円以上	全地域	A級 ※6,000万円以上は特定	一般競争
	1,000万円以上 2億円未満			簡易型 一般競争
	1,000万円未満			指名競争
30人槽以下	2億円以上		A級とB級 ※6,000万円以上は特定	一般競争
	1,000万円以上 2億円未満			簡易型 一般競争
	1,000万円未満		1)グループ 2)グループ 3)グループ	左記グループ地域の B級と全地域のA級

- ※ 1)グループ：平田、斐川
 2)グループ：今市、大津、上津、塩冶、古志、四絡、高浜、川跡、鳶巣、稗原、朝山、乙立
 3)グループ：高松、長浜、神門、神西、佐田、多伎、湖陵、大社

(3) その他要件

- ① 管工事の許可業者であること。
- ② 浄化槽法による登録又は届出業者であること。
- ③ 浄化槽設備士がいること。
- ④ 建築一式（主体）工事、電気工事及び管工事（設備工事）と同時発注するときは、同一業者の重複指名はしない。ただし、JVについては、その構成員全てが同一の場合にのみ、そのJVは同一業者であるとし、本規定を適用する。

8. マンホールポンプ設置工事

(1) 等級区分：市内業者及び準市内業者について、特A・A・B等級に区分する。

等級	要件
特A	管工事の登録業者で、かつ機械器具設置工事の許可を有しており、マンホールポンプの施工実績がある業者
A	管工事のA級業者
B	管工事のB級業者

(2) 発注区分

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
2億円以上	全地域	特A級(準市内業者含む) とA級(準市内業者含む)	一般競争
1億円以上2億円未満			簡易型 一般競争
1,000万円以上1億円未満		特A級(準市内業者含む) とA級 ※6,000万円以上は特定	指名競争
800万円以上1,000万円未満			
800万円未満			

9. 解体工事

- (1) 解体工事業の建設業許可を有し、経営事項審査の総合評定値ならびに完成工事高がある業者を解体工事業業者として、以下の基準に従って指名する。

出雲市発注工事における発注区分

建設業の許可区分	市の発注工種	解体に係る工事内容の例示
解体工事 及び 土木一式工事	土木一式工事	旧橋撤去、その他大規模な土木工作物の解体
解体工事 及び 建築一式工事	建築一式工事	3階建以上のビルや学校など大規模な建築物の解体
解体工事	解体工事	平屋又は2階建であって1棟の延べ床面積が300m ² 以下の建築物（棟が複数の場合も含む）、工作物又は浄化槽等の解体 *上記に該当する場合でも、難易度により土木一式又は建築一式で発注することがある。

このうち、土木一式工事として発注する解体工事については解体工事業業者のうち土木一式の許可を有する業者を、建築一式工事として発注する解体工事については解体工事業業者のうち建築一式の許可を有する業者をそれぞれ指名する。

解体工事の種類	指名対象業者
土木一式工事として発注する解体工事	解体工事全社のうち、土木一式の許可のある業者
建築一式工事として発注する解体工事	解体工事全社のうち、建築一式の許可のある業者
上記のいずれにも該当しない解体工事	解体工事全社

(2) 発注区分

<土木工作物の解体を土木一式工事で発注する場合>

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
3億円以上	全地域	個別検討	一般競争
1,500万円以上 3億円未満		全社のうち、 土木許可業者 ※6,000万円以上は特定	簡易型 一般競争
1,500万円未満	1)グループ 2)グループ 3)グループ 4)グループ 5)グループ 6)グループ 7)グループ	左記グループ地域における全社のうち、 土木許可業者	指名競争

- ※ 1)グループ：今市、大津、四絡、高浜、川跡、鳶巣
2)グループ：塩冶、古志、上津、稗原、朝山、乙立
3)グループ：高松、長浜、神門、神西
4)グループ：平田
5)グループ：大社
6)グループ：佐田、多伎、湖陵
7)グループ：斐川

<建築物の解体を建築一式工事として発注する場合>

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
5億円以上	全地域	個別検討	一般競争
1,000万円以上 5億円未満		全社のうち、 建築許可業者 ※1億円以上は特定	簡易型 一般競争
1,000万円未満	1)グループ 2)グループ 3)グループ	左記グループ地域に おける全社のうち、 建築許可業者	指名競争

- ※ 1)グループ：平田、斐川
 2)グループ：今市、大津、上津、塩冶、古志、四絡、高浜、川跡、鳶巣、
 稗原、朝山、乙立
 3)グループ：高松、長浜、神門、神西、佐田、多伎、湖陵、大社

<土木工作物又は建築物の解体を解体工事として発注する場合>

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
1,000万円以上 3億円未満	全地域	全社 ※6,000万円以上 は特定	簡易型 一般競争
1,000万円未満	1)グループ 2)グループ 3)グループ	左記グループ地域 の全社	指名競争

- ※ 1)グループ：平田、斐川
 2)グループ：今市、大津、上津、塩冶、古志、四絡、高浜、川跡、鳶巣、
 稗原、朝山、乙立
 3)グループ：高松、長浜、神門、神西、佐田、多伎、湖陵、大社

10. 造園工事

- (1) 造園専門業者を指名する。
- (2) 市内業者を優先指名する。
- (3) 請負対象額が 1,000 万円以上は、簡易型一般競争入札とする。

11. 塗装工事

- (1) 塗装専門業者を指名する。
- (2) 発注区分

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
500 万円以上	全地域	全社（準市内業者含む） ※6,000 万円以上は特定	指名競争
500 万円未満		全社	

12. 防水工事

- (1) 防水専門業者を指名する。
- (2) 発注区分

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
500 万円以上	全地域	全社（準市内業者含む） ※6,000 万円以上は特定	指名競争
500 万円未満		全社	

13. 交通安全施設（区画線）

- (1) 市内に契約権限のある営業所が有る業者の場合は、塗装の許可業者で指名希望の申し出（入札参加資格審査申請時）があり、実績のある業者を全社指名する。
- (2) 入札方式：指名競争入札。

14. 道路標識設置工事

- (1) とび・土工工事業の許可業者で指名希望の申し出（入札参加資格申請時）があり、実績のある業者を全社指名する。
- (2) 入札方式：指名競争入札。

15. 漁港漁場整備工事

- (1) 土木一式の許可業者で指名希望の申し出（入札参加資格申請時）があり、次の要件をすべて満たす業者を全社指名する。
 - ① 経審における土木一式の総合評定値が 900 点以上であること。
 - ② 島根県内に本店を有し、平成 20 年度以降に完成した島根県内の港湾・漁港漁場関係工事の施工実績があること。
- (2) 入札方式：指名競争入札。

16. とび・土工・コンクリート工事

(1) 発注区分

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
3億円以上	全地域	個別検討	一般競争
1,000万円以上 3億円未満		全社 ※6,000万円 以上は特定	簡易型 一般競争
1,000万円未満	今市、大津、四絡、高浜、川跡、鳶巣	左記グループ 地域の全社	指名競争
	塩冶、古志、上津、稗原、朝山、乙立		
	高松、長浜、神門、神西		
	平田		
	大社		
	佐田、多伎、湖陵		
	斐川		

17. 電気通信工事・消防施設工事

(1) 発注区分

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
3,000万円以上	全地域	全社(準市内業者を含めるか どうかは個別検討) ※6,000万円以上は特定	指名競争
3,000万円未満		全社	

※ 電気通信工事、消防施設工事に限り、市内営業所に国家資格者が5人いなくても、実務経験者を含め1人以上いれば、準市内業者とみなす。

18. 下水道管渠更生工事

- (1) 土木一式工事の許可業者で、指名希望の申し出（入札参加資格審査申請時）があること。
（公財）日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた工法の協会等に参加し、かつ協会等が実施する研修・講習を受けた常時雇用の技術者を配置できること。
- (2) 入札方式：指名競争入札

19. マンホール更生工事

- (1) 土木一式工事の許可業者で、指名希望の申し出（入札参加資格審査申請時）があること。
（公財）日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた工法の協会等に参加し、かつ協会等が実施する研修・講習を受けた常時雇用の技術者を配置できること。
- (2) 入札方式：指名競争入札

20. マンホール蓋取替工事

- (1) 土木一式工事の許可業者で、指名希望の申し出（入札参加資格審査申請時）があること。
円形カッター工法用の、円形カッターを保有していること
- (2) 入札方式：指名競争入札